

# 型枠技能者能力評価基準

令和元年10月8日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、型枠技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

## 1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本型枠工事業協会

## 2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、型枠技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、型枠技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③型枠技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する型枠技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

## 3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、型枠工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「型わく工」(33) 小分類「型わく工」(01) とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「型枠技能者」と称する。

## 4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

型枠材・支保工についての基礎知識を有するとともに、道具・電動工具等の安全な使用方法を身に付け、上司の指示・指導を受けながら作業の補佐ができる。

## レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

加工帳に基づき型枠、型枠パネルの加工、建て込み作業を、工程や工事の作業手順に沿って、一般的な速さ、精度で実施できる。

## レベル3：職長として現場に従事できる技能者

型枠施工1級技能士として、加工帳を作成し、必要な資材の発注、手戻りのない段取りの検討、部下の技能者の適正配置を行い、加工や建込みの指示等の作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができる。また、他職種及び元請との調整を行うことができる職長、班長又は作業主任者として、現場管理を行うことができる。

## レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録型枠基幹技能者等）

登録型枠基幹技能者として、型枠工法、技術、現場管理及び請負契約の内容について元請管理者と協議することができ、現場代理人になることができる。

高度な技術力を有し、安全・品質を考慮した作業手順書が作成できる。全体工程の把握・管理ができ、要求品質・工程を達成しつつ歩掛管理ができ、他職種や他工区との作業調整を率先して実行することにより、自社作業・工区の手待ち・手戻りを回避することができる。

型枠の技能・知識を後進に正しく教育でき、後進の育成ができる。また第三者に型枠の技能・知識を正しく説明ができる。

## 5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、4. 能力評価の段階に示す各レベルの技能者像に適合する、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「型わく工」小分類「型わく工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

### (1) レベル4

#### 【考え方】

就業日数及び職長・班長としての就業日数については、登録型枠基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定する。

保有資格については、登録型枠基幹技能者講習の受講要件及び建設技能者を対象とする国家表彰の受賞を踏まえ設定する。

**【基準】**

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 2,150 日（10 年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

・登録型枠基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）

・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3 及びレベル2 の基準となっている資格）を保有していること。

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が 645 日（3 年）以上であること。

(2) レベル3

**【考え方】**

就業日数については、職業能力開発促進法に基づく技能検定制度の技能検定1 級における、実務経験のみの場合の受検資格要件を踏まえて設定する。

保有資格及び職長・班長としての就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル3 の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

**【基準】**

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 1,505 日（7 年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格をいずれも保有していること。

・型枠施工1 級技能士

・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習

・ 職長・安全衛生責任者教育又は職長教育  
イ) (3) の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

就業日数及び保有資格については、4. 能力評価の段階に示すレベル2の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（3年）以上であること。

② 保有資格

以下に掲げる資格をいずれも保有していること。

- ・ 玉掛け技能講習
- ・ 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育

(4) レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、型枠技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

型枠技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録型枠基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録型枠基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰</li> <li>・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日(7年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工1級技能士</li> <li>・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長又は班長としての就業日数と班長としての就業日数との合計が215日(1年)以上であること。
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育</li> </ul>	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可